

①官民技術協力の枠組みの全体像

- ✓ 研究開発の促進や成果の適切な活用のための指針を政府が策定し、それに基づき具体的措置を講じることが必要。
- ✓ 衛星コンステレーション技術、海洋センシング技術などを、経済安全保障上、国が守り育てるべき技術の典型例として例示した方が分かりやすい。

②「官民協議会の設置」の具体的方向性

- ✓ 必要な規制緩和を行うとともに、我が国として国際標準を獲得すべき分野を絞って取り組むべき。
- ✓ 研究組織内の戦略的な情報共有の仕組みであり、これに参画する限られたメンバーに守秘義務は当然。他方、情報の適切な管理と成果の公開は相反するものではなく、国際共同研究の観点からも成果の公開を基本とすべき。
- ✓ 交換される情報全てが守秘義務の対象となると、その後の研究開発活動に活用することができなくなり、企業が参画するインセンティブが削がれるため、守秘義務の対象となる情報の範囲と期間を明確にすべき。
- ✓ 警察、海保、防衛などのニーズ情報に守秘義務が必要であることは理解するが、その取扱いと成果は切り分けるべきであり、企業の活動にも十分な配慮が必要。

③「シンクタンク機能」の具体的方向性

- ✓ 調査・分析機能に加え、海外等の情報の集約・連携のハブとなる機能、人材の育成確保を行う機能が必要であり、これらを有する者を政府が認定し、事業を委託する制度とすることで、中・長期的な安定の確保につながる。
- ✓ 協議会やシンクタンクで大学や国研の若手研究者が積んだ経験を、大学側が肯定的に評価できる風土づくりが必要。それと同時に、政府とシンクタンクが緊密に連携する観点から、シンクタンクに守秘義務をかけることが必要。
- ✓ 国の政策に関与できること、先端技術について高い専門性を持つ産業界・アカデミアの人材を有すること、目に見える拠点であることが重要。
- ✓ 国や企業が単独で全てをできる時代は終わった。これからは、シンクタンク、ファンディング・エージェンシー、協議会を結びつけるリーダーシップが重要。